

一般財団法人教員養成評価機構評価委員会評価専門部会規程

平成21年10月20日理事会決定

平成24年5月24日改正

平成26年3月6日改正

令和2年3月27日改正

令和2年6月8日改正

令和5年3月28日改正

(趣旨等)

第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成21年10月20日理事会決定）第7条第2項の規定に基づき、評価専門部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を議決し、執行する。

- (1) 評価（書面調査及び訪問調査）の実施に関する事項
- (2) 評価結果原案の作成に関する事項
- (3) 評価チームの運営に関する事項
- (4) その他評価に関する事項のうち部会において必要と認めるもの

(構成)

第3条 部会は、評価員で構成し、評価チームを編成する。

(評価員)

第4条 評価員は、第5条の評価チームの編成に応じ、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教職大学院等を有する大学関係者
  - (2) 第1号以外の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会（地方教育行政）関係者、一般有識者等
- 2 前項第1号のうち第6条第1項の主査となる評価員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 第1項第1号のうち前項以外の評価員及び第2号の評価員は、評価委員会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 評価員の任期は、1年とし、再任することができる。欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。
- 6 評価員が、これを辞する場合には、委員会に文書で理由を付して届け出ることとする。
- 7 委員会は、評価員が心身の故障により十分な活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

(評価チーム)

第5条 評価チームは、原則として2つの教職大学院等の評価を担当し、評価対象教職大学院等数に応じた数の評価チームを編成する。ただし、一の評価チームにおいて、教職大学院及び学校教育系専門職大学院の双方について、評価を担当することはできない。

- 2 評価チームは、原則として評価員6名から成るものとし、教職大学院等を有する大学関係者からの4名、その他の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会（地方教育行政）関係者、一般有識者等からの2名により構成する。
- 3 評価対象教職大学院等に所属又は利害関係を有する者は、当該教職大学院等の評価チームの評価員となることができない。

(主査及び副査)

第6条 評価員の中から当該年度の評価対象教職大学院等ごとに主査及び副査を置き、担当する教職大学院等に係る認証評価の総括にあたる。

2 主査は、第4条第1項第1号の評価員のうちから評価対象教職大学院等ごとに評価委員会委員長が指名する。

3 主査は、同じ評価チームで評価する他の教職大学院等の副査を担当する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長を置き、第6条第1項の主査のうちから充てる。

2 部会長は部会を招集し、議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 部会は、2分の1以上の評価員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 部会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席評価員の過半数でこれを決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(委任状)

第8条の2 評価員は、委任状により評価部会の表決権を行使することができる。

2 代理人の氏名を指定していない委任状を提出した評価員については、これを出席とみなし、部会長に委任したものとみなす。

3 委任状を提出した評価員自ら出席した場合は、その時より委任は解除となる。ただし、既になされた議事には影響を及ぼさない。

(決議の省略)

第8条の3 部会長が、評価専門部会の審議事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評価員の2分の1が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評価専門部会の決議があったものとみなす。

(補則)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成21年10月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初の第4条第1項第2号の評価員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、個別に定める。

#### 附 則 (平成24年5月24日改正)

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

#### 附 則 (平成26年3月6日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年3月27日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年6月8日改正)

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

附 則（令和5年3月28日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。